

五島市監査委員公表第28号

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和4年10月7日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

4五総第1939号
令和4年10月4日

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市長 野口市太郎

令和2年度定期監査（全期）の結果に係る措置について

令和3年2月26日付け2五監第862号による令和2年度定期監査の結果における指摘事項等のうち、措置が完了していない事項について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 監査の対象 全部局

2 指摘事項等及び措置 ※措置が完了していない事項

I 収入に関する事務の執行（光熱水費）

地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可（行政処分。以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が五島市行政財産使用料条例（平成16年五島市条例第81号。以下「行政財産条例」という。）第3条の規定により負担する光熱水費については、次のような是正又は改善が必要である事項が認められた。

<指摘事項>

(22) 奈留港ターミナルビルの電気料金及び水道料金について

イ テナントの水道料金については、各テナントに水道の子メーターが設置されているにもかかわらず、これまで徴収していないので、各テナントの使用量に応じて徴収されたい。

【講じた措置】

[奈留支所・建設管理部管理課]

奈留港ターミナルビルの水道料金については、各テナントに子メーターを設置

しておりましたが、当該メーターは平成16年の供用開始時から更新しておらず、計量法施行令第18条（別表第三）で規定する検定証印の有効期間8年を経過しており、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用できない状態にありました。また、メーターの検針も実施しておりませんでした。

そのため、令和3年8月31日にメーターを整備更新し、貸付事務処理手順に基づき毎月の検針により各事業者に水道料金を請求する取扱いとしましたが、メーター更新後の令和3年10月分（令和3年9月利用分）から令和4年7月分（令和4年6月利用分）の水道料金については、担当職員の認識誤りにより処理が遅れ、令和4年8月3日付けで各事業者に請求し、同年9月2日付けで全ての納入を確認しております。

また、メーター更新前の平成29年10月分（平成29年9月利用分）から令和3年9月分（令和3年8月利用分）の水道料金については、メーター更新後1年間の水道使用量の実績から平均値を求め、これを1か月の水道使用量として算出し、令和4年9月14日付けで各事業者へ請求しております。

～参考～

<令和3年9月9日付け三五総第1528号による講じた措置>

[奈留支所・建設管理部管理課]

イの指摘である水道料金については、奈留ターミナルは各事業所に水道メーターが設置されていますが、当該メーターは平成16年の完成当時から更新しておらず計量法施行令に定める検定証印の有効期間を経過しているため、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用できない状況でしたので、令和3年8月31日にメーターの整備（更新）を実施しました。今後は、毎月検針し事業者の水道使用量に応じて水道料金を徴収することとしました。

<指導事項>

(2) 長崎県福江港ターミナルビルの光熱水費について

長崎県福江港ターミナルビルの共用部分の電気料金、水道料金及び灯油代については、市が3割を負担し、テナントが7割を負担しているが、その根拠が明らかでない。

同ターミナルビルは、福江港を利用する者の利便に供するため、長崎県が設置した公の施設であり、共用部分については旅客の利用が多いのであるから、その使用の実態に即して、合理的な負担割合となるよう見直されたい。

【講じた措置】

[建設管理部管理課]

令和4年4月分から、同ターミナルビルの共用部分の光熱水費（電気料金、水道料金及び灯油代）については、総面積に占める各テナントの面積の割合に応じて各事業者に負担していただいております。

～参考～

<令和3年9月9日付け三五総第1528号による講じた措置>

[建設管理部管理課]

令和3年度において、負担割合の根拠を明確にし、合理的な負担割合となるよう方針を決定する予定です。